

# 2026年度鹿児島港（中央港区マリポートかごしま・本港区北ふ頭） クルーズ船寄港時における物販出店取扱要綱

## 1 目的

鹿児島港におけるクルーズ船寄港時のおもてなし活動として、クルーズ船寄港時のマリポートかごしま又は北ふ頭とその周辺の賑わいを創出するとともに、鹿児島港での利便性向上することにより、鹿児島港へのクルーズ船寄港促進に寄与することを目的とします。

## 2 施設管理者及び物販主催

### (1) 施設管理者

港湾管理者 鹿児島県

### (2) 主催

鹿児島県港湾協力団体 NPO法人ゆめみなと鹿児島

## 3 出店要件等

### (1) 出店者資格

- ① 本店又は主たる事務所の所在地が鹿児島県内である法人又は個人事業主であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ③ 県税について未納がないこと。
- ④ 出店募集期間のうち、8割以上の出店が可能な者であること。  
※出店を希望したにも関わらず、感染症対策等のため、主催者から出店をお断りした場合を除く
- ⑤ クルーズ船寄港時のおもてなし活動としての目的に賛同し、積極的に運営協力できる者であること。

### (2) 出店可能品目

出店可能品目は、次の要件を満たすものとする。

なお、出店品目は、施設管理者との協議の上販売を認めないことがあります。

- ① 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ② 法令等に違反しない品目であること。
- ③ 公序良俗に反しない品目であること。
- ④ 出店者の責任において、自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
- ⑤ 危険物や破損品でないこと。腐敗又は悪臭の恐れのない品目であること。

※出店できない商品の例

- ① 生物（動物、昆虫類等）
- ② 違法コピー商品（ブランド偽造品、複製品等）
- ③ 危険物（火薬、爆発物、灯油、モデルガン等）
- ④ 出店が特定の者に限られる商品（たばこ）

※検疫、防疫及びクルーズ船側の規則等により、船内に持ち込めない品目がある場合があります。

#### 4 出店場所及び出店料

(1) 出店可能スペース

1ブース 5㎡ (2.5m×2.0m) ※ 机 (L=180cm(or 120cm),W=60cm(or 75cm),H=70cm) を2台貸与可。
---

(2) 出店場所等

- ・ 出店場所は、マリポートかごしまは、かごしまクルーズターミナル（以下「ターミナル」という。）及び鹿児島港本港区は北ふ頭とし、詳細は以下のとおりとします。

	マリポートかごしま	北ふ頭
出店場所	ターミナル内及びターミナル外	北ふ頭1号上屋内
出店募集数	ターミナル内：16ブース ターミナル外：3ブース	16ブース
出店料	ターミナル内：2,000円/日 ターミナル外：1,000円/日	1,000円/日
電源コンセント 利用料	100円/日	100円/日
位置図	図面1	図面2

注)

- ・ マリポートかごしまについては、原則ターミナル内での出店とします。  
ただし、火気又は調理器具等を用いて調理を行うものは、ターミナル外での出店とします。  
ターミナル外は、必要に応じ、出店者でテントを用意してください。
- ・ 搬出入時を除き、出店場所への車両の進入はできません。
- ・ 電源コンセント利用料については、電源コンセントの利用を希望する出店者のみ徴収します。

#### 5 出店募集等

(1) 出店募集実施について

港湾協力団体 NPO法人ゆめみなと鹿児島が実施する。

(2) 出店募集期間

2026年4月～2027年3月間のクルーズ船寄港日  
※寄港日は県ホームページにて直近3ヶ月先まで公表

(3) 出店可能時間

クルーズ船乗客がC I Q検査を経て下船完了後（概ね入港から3時間後）からクルーズ船出港後ターミナル閉館までとなります。

なお、C I Q検査が不要なクルーズ船の場合など状況により時間を変更することがあるため、主催者の指示があった場合は、指示に従ってください。

※ 出店可能時間には、設営及び撤去の時間も含まれます。

## 6 出店手続き

2026 年度に出店を希望する場合は、申込期間内に以下の書類を郵送により提出してください。  
(必着)

### 【申込期間】

2026 年 2 月 20 日 (金) ~ 3 月 18 日 (水)

### 【申込先】

N P O 法人ゆめみなと鹿児島

〒892-0814 鹿児島市本港新町 3 番地 北埠頭ターミナル 2 F

### 【提出書類】

#### (1) 別記第 1 号様式「出店申込書」

※添付書類 以下① ~ ③のいずれか及び④の書類を添付すること。

- ① 法人登記簿の写し
- ② 所得税法第 229 条に基づく「個人事業の開業届出・廃業等届出」の写し
- ③ ①②がない場合、所在地が県内であることを確認できる書類(提出前に主催者と協議する事)
- ④ 法人等の納税証明書(県税について未納がないことの証明)

#### (2) 別記第 2 号様式「誓約書」

## 7 出店者決定

### (1) 出店者の選定

出店希望者から申請があった場合、前記 3 の「出店要件等」に基づいて選定します。

出店希望者多数の場合は、主催者において施設管理者等立ち会いのもと抽選にて決定いたします。

なお、選定にあたっては、鹿児島港におけるクルーズ船の受入活動を行っている「鹿児島海外観光客受入協議会」の賛助会員である者を優先して選定します。

また、出店スペース等の調整やターミナルの管理上出店を断る場合があります。

### 【抽選方法】

- ① 募集数 19 ブースのうち、10 ブースは、令和 7 年度「鹿児島海外観光客受入協議会」の賛助会員である者から選定(多数の場合は抽選)
- ② 残りのブースについて、抽選により選定

### (2) 出店者の決定通知等

出店可否については、2026 年 3 月 25 日頃に、主催者から出店希望者に別記第 3 号様式にて、F A X にて結果を連絡します。

### (3) その他

出店決定後、当要綱 3 (1) 出店者資格に該当しないことが判明した場合は、決定を取り消します。

## 8 出店希望日の事前申請について

出店者として決定した者は、前月 20 日までに、翌月の出店希望日等について下記様式にて主催者へ提出してください。（クルーズ船寄港日は、県HPを確認すること。）

（提出書類）

別記第 4 号様式「出店希望日申請書」

- ※ 出店スペース等の調整やターミナルの管理上、希望日に出店できない場合があります。（出店希望者が多い日程については、抽選により出店者を決定します。）

## 9 出店ブースの決定

出店ブースの場所は、毎回クルーズ船寄港日当日に抽選にて決定します。

## 10 出店料の支払

主催者は毎月 5 日までに出店者に前月分の出店料にかかる請求書を送付し、出店者は毎月 10 日までに下記振込先に振り込むものとします。

【振込先】 鹿児島銀行 本店 普通預金 2145924  
トク化エリカドウウジツ ヲミナカガマ  
特定非営利活動法人ゆめみなと鹿児島

- ※ 荷物の搬送費及び交通費並びに店舗ごとに必要とされる備品は、出店希望者の負担となります。

## 11 出店のキャンセル

クルーズ船寄港がキャンセルとなった場合は、物販は実施しません。

やむを得ない事情により出店希望日提出後、出店をキャンセルする場合は 1 週間前までに主催者へ申し出てください。それ以降の出店者の都合によるキャンセルは、出店料を徴収する場合があります。

- ※ 寄港スケジュールが変更された場合や台風等やむを得ない事象により物販が中止された場合の経費について補償はありません。

## 12 商品・機材等の搬入出

- (1) 搬入は概ね入港から 3 時間後を目安とし、搬入出の際は通行者等に十分注意してください。
  - ※ 出店スペース等の調整やターミナルの管理上、寄港日前日の搬入をお願いする場合があります。
- (2) 車両での搬入出時は、ダッシュボード上など車外から確認できる位置に、物販搬入車両である旨の表示を必ず掲示してください。
- (3) 搬入出時の車両駐車場所及び搬入出終了後の車両駐車場所については、主催者の指示に従ってください。

## 13 留意事項

### (1) 全般

- ・ マリンポートかごしまクルーズターミナル内での火気使用，調理器具使用は禁止します。
- ・ 出店ブース1ブースに複数事業者の出店はできません。
- ・ 販売品や設置した機材等の破損等については，主催者では一切の責任は負いません。出店者の責任の下，事故対策等を講じてください。
- ・ 現金・貴重品・販売品等は，自己管理してください。会場内で盗難等の被害に遭われても，主催者側で責任を負うことはできません。
- ・ 機材等の搬入の際に，施設を破損しないよう注意してください。
- ・ 施設管理者及び主催者の所有する施設や備品等を破損した場合は，主催者に申し出てください。報告を受けた主催者は，施設管理者へ報告します。破損した出店者は，主催者の指示を受けて原因者負担で原状回復を行ってください。
- ・ 出店者で持ち込んだ荷物及び出店の際に発生したゴミは，出店者の責任で持ち帰ってください。
- ・ マリンポートかごしま内には，ゴミ箱は設置していません。ゴミが発生する商品を販売する場合は各者ゴミ箱をご用意ください。
- ・ 出店者は，出店場所に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- ・ 施設管理者及び主催者は，出店者が販売した商品及びその商品の不備に起因するトラブルについては一切の責任を負いません。
- ・ 施設管理者又は主催者が当該物販に関するアンケートを行う場合は回答すること。
- ・ 出店に際し，お客様・他の出店者などに対し迷惑のかかる行為（勧誘，誹謗中傷，営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合，当要綱に定める内容に反する行為を行った場合は，施設管理者と協議の上，出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。また，出店者はこれに従うものとします。

### (2) 調理販売について

- ・ 食品を調理して販売する場合には，鹿児島市保健所長の営業許可（臨時営業の許可）が必要となります。また，火器類を使用する場合も消防への申請が必要となります。各許可申請については，出店者が各々手続きするものとします。

### (3) 酒類販売について

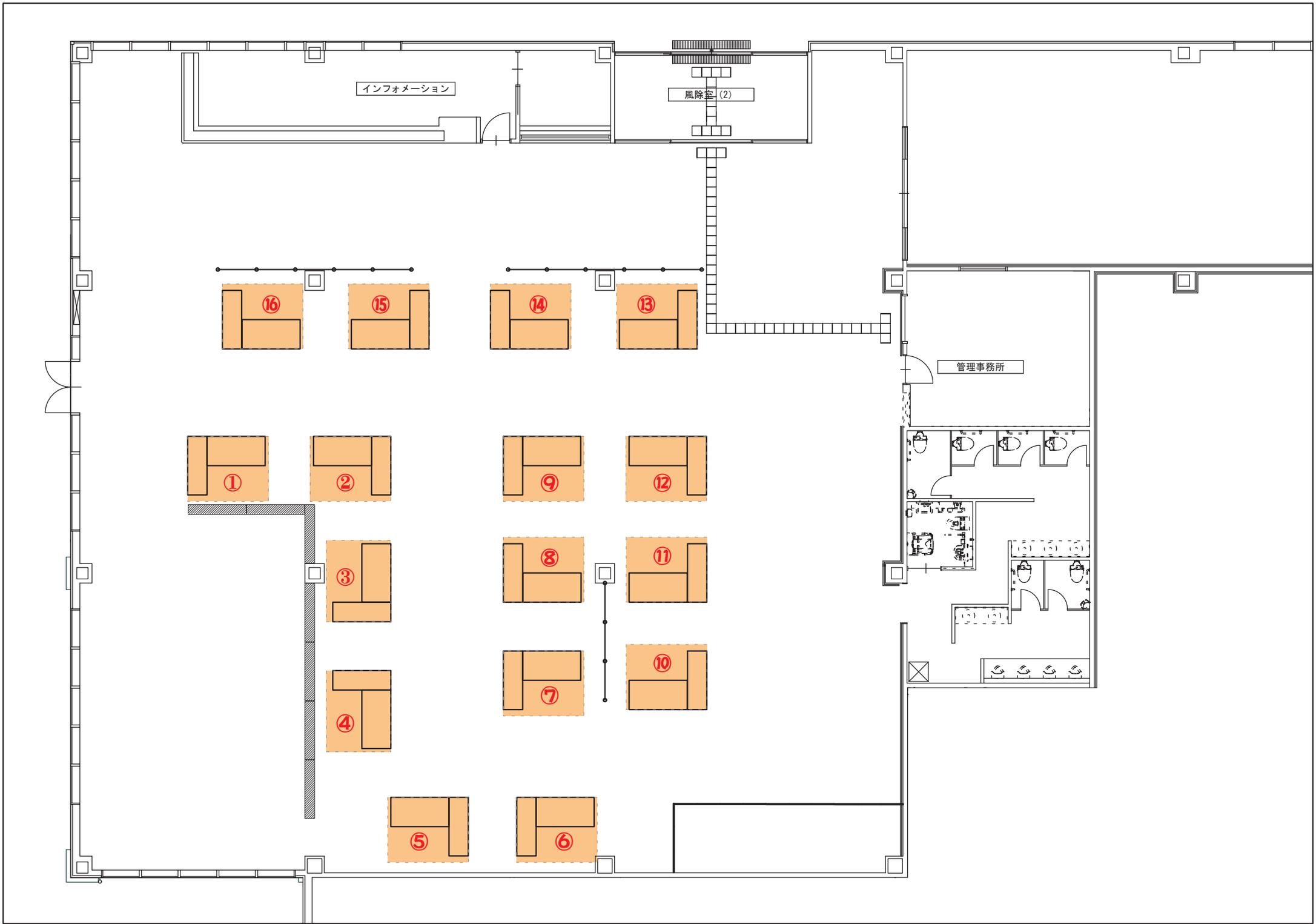
- ・ 酒類の販売については，酒税法に基づく，「期限付酒類小売業免許」が必要となります。「期限付酒類小売業免許」を持っていない出店者は，お酒の販売は出来ません。
- ・ 酒類の販売を行う出店者は各々，鹿児島税務署に手続きを行ってください。
- ・ 「出店許可証」等，手続きに必要な書類については，期間に余裕を持って，主催者に申し出てください。
- ・ 出店の際は，「酒類の売り場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨及び「酒類販売管理者標識」の表示をお願いします。

### (4) 出店者の追加募集について

- ・ 出店ブースに余裕がある場合には，追加募集を行う場合があります。
- ・ 追加募集を行う場合には，随時，HP等にて募集します。

(5) その他

- ・ 本要綱に記載されていない事項が発生した場合は、施設管理者、主催者、出店者が互いに真摯に協議し、合意に向けて努力するものとします。
- ・ 出店に関して必要な書類・情報がある場合、施設管理者及び主催者は、出店者に対してその開示・請求ができるものとし、出店者はその要求に応えるものとします。



インフォメーション

風除室 (2)

16

15

14

13

1

2

9

12

3

8

11

4

7

10

5

6

管理事務所

緑地側

屋外ブース配置

①

②

③

インフォメーション

待合スペース(2)

電気室

待合スペース(1)

登録事務所

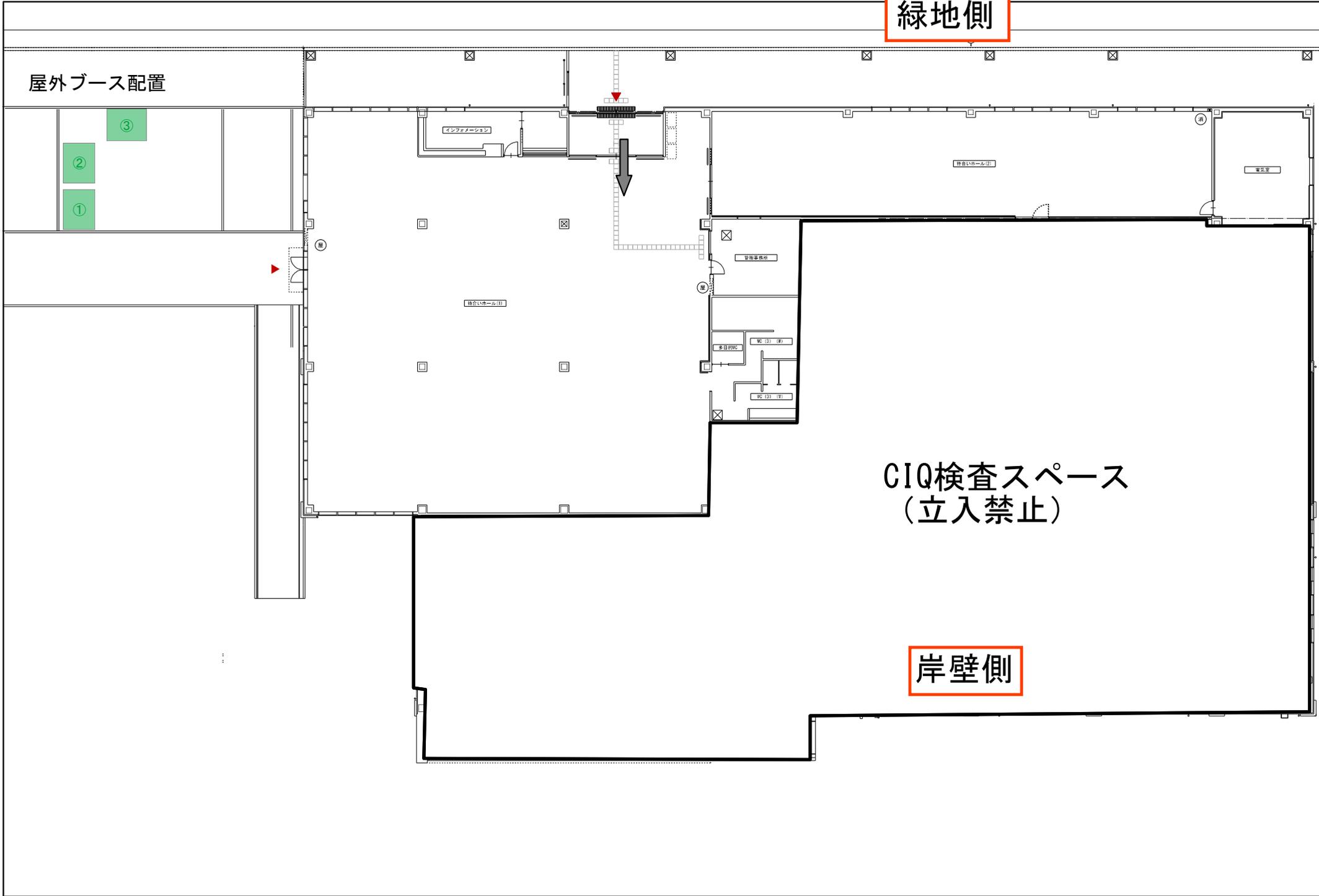
多目的WC

WC (3) (男)

WC (3) (女)

CIQ検査スペース  
(立入禁止)

岸壁側



# 北埠頭 1号上屋事務所



別記第1号様式

鹿児島港（中央港区マリポートかごしま・本港区北ふ頭）  
クルーズ船寄港時における物販出店申込書

年 月 日

鹿児島県港湾協力団体  
NPO 法人ゆめみなと鹿児島  
理事長 川畑 孝則 殿

申請者 住所  
氏名

次のとおり、鹿児島港（中央港区マリポートかごしま・本港区北ふ頭）におけるクルーズ船寄港時の物販の出店者として申し込みたいので、「鹿児島港（中央港区マリポートかごしま・本港区北ふ頭）クルーズ船寄港時における物販出店取扱要綱」に合意した上で、以下のとおり申し込みます。

商号・名称	
本店又は主たる事務所の所在地	
販売品目	
火気又は調理器具の使用	有（使用器具： ） ・ 無
出店希望ブース数	
連絡先	電話番号
	FAX
	メールアドレス
	担当者名

※ 申込書には、以下(1)～(3)のいずれか及び(4)の書類を添付すること。

- (1) 法人登記簿の写し
- (2) 所得税法第229条に基づく「個人事業の開業届出・廃業等届出書」の写し
- (3) (1)(2)がない場合、所在地が県内であることを確認できる書類（提出前に主催者と協議すること）
- (4) 法人等の納税証明書（県税について未納がないことの証明）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島港でのクルーズ船寄港時における物販に関し、当物販の主催者である鹿児島県港湾協力団体 NPO法人ゆめみなと鹿児島が必要な場合には、鹿児島県と協議の上、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、鹿児島港でのクルーズ船寄港時における物販出店者の選定における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - ・ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県港湾協力団体  
NPO法人ゆめみなと鹿児島  
理事長 川畑 孝則 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
  - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

